

米 原 警 察 署 協 議 会 議 事 録

開 催 日 時		令和 7 年 9 月 3 日（水）午後 1 時～午後 4 時
開 催 場 所		警備部警備第二課航空隊、米原警察署会議室
出席者	委 員	川瀬秀樹委員（会長）、角田峰治委員（副会長）、 馬淵英樹委員、粕淵かよ委員
	警 察	渡口署長、林次長（兼警務課長、警備課長）
議 事 概 要		【警察航空隊視察】 滋賀県警察本部警備部警備第二課航空隊において、航空機、航空隊施設、救出救助用装備資機材等を視察した。 【警察署協議会】 1 会長挨拶 会長から「暑い日が続くが、暑熱対策のうえ体調を管理し、引き続き治安維持活動に取り組んでいただきたい。」旨の挨拶がなされた。 2 署長挨拶 署長から「警衛・警護を控え、委員を始め市民の皆様に協力をお願いすることとなる。」旨の挨拶がなされた。 3 議事 警察航空機による警察活動について 警察から、航空機、航空隊施設、救出救助用装備資機材、航空隊活動状況について説明がなされた。その際、委員から「夜間飛行の可否を知りたい。」旨の発言がなされ、警察から「夜間飛行は可能であるが視認性は低く、更に低空飛行は危険度が増す。」旨の説明がなされた。 委員から「航空隊を現地に設立した経緯を知りたい。」旨の発言がなされ、警察から「活動条件に適した場所として選定され今に至っている。」旨の説明がなされた。 委員から「県内外における要救助者の救出救助を要する事案は、法的根拠に基づいて対応しているのか。」旨の発言がなされ、警察から「要救助者の搜索・救出救助に限らず、県内で発生する様々な事案対応の根拠は主に警察法となり、原則管轄所属が対応するが、状況に応じて航空隊などの関係部署と連携

した対応を図っている。また、県外への災害派遣については警察法に基づいて行われている。その際の部隊編成は大規模災害即応部隊、広域警察航空隊、広域緊急援助隊などからなり、発災から早急に現場へ派遣される。」旨の説明がなされた。また、委員から「居住する学区内では防災訓練の一環として炊き出しを行っている。市町などの自治体を始め、自治会等が主催する防災訓練にも、警察航空隊の参加は可能か。」旨の発言がなされ、警察から「防災訓練への出動要請については、訓練規模や内容等により、協議検討を図り参加の可否を判断する。」旨の説明がなされた。

委員から「災害現場において、カメラ搭載型ドローンの運用を図っているのか。」旨の発言がなされ、警察から「当署では、山岳遭難事故や大規模災害等が発生した際、捜索や救出救助活動を円滑に行うため、ドローンなどの無人航空機販売やパイロットの育成などを営む県内企業と協定を締結し、技術的な支援を受けている。」旨の説明がなされた。